

議案第76号

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

利根沼田広域市町村圏振興整備組合同規約（昭和45年群馬県指令地第211号）の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、別紙のとおり関係市町村が協議の上、定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月6日提出

沼田市長 星 野 稔

利根沼田広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議書

利根沼田広域市町村圏振興整備組合同規約を下記の利根沼田広域市町村圏振興整備組合同規約の一部を改正する規約により変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係市町村が協議の上、定めるものとする。

記

利根沼田広域市町村圏振興整備組合同規約の一部を改正する規約

利根沼田広域市町村圏振興整備組合同規約（昭和45年群馬県指令地第211号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (15) ごみ処理施設及びその附帯施設の設置に関する事務（関係市町村及び関係市町村の一部が加入する一部事務組合が設置している施設に関するものを除く。）

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。